

フランスにおける障害のある子どもの教育について

フランスでは、教育への平等なアクセスを共和国憲法が保障しており、これを実現するため教育法典は「教育を受ける権利は全ての者に保障される（教育法典 code de l'éducation L.111-1 条）」と規定しています。同法典 L.111-2 条は、「一人一人の能力や特別なニーズに対応した適切な手段によって、学校教育のそれぞれの種類や段階における機会均等が実現される」と述べた上で、L.112-1 条では、「国が、この義務を果たすために・・・、障害のある子ども、青年、成人が通常の場合において就学するために必要な予算と人的な措置を行うこと」、「全ての障害のある、あるいは健康上の問題のある子ども、青年が、居住地に最も近い通常学校に学籍を登録される」ことを規定しています。

教育システム

フランスの人口は日本の約半分ですが、就学人口は比較的多く、初等中等教育段階は 10,055,162 人であり、日本の約 7 割程度(OECD、2008)となっています。

初等中等教育の学校教育システムは基本的に次のとおりです。

初等教育段階は、日本の幼稚園にあたる保育学校の 3 年間と、小学校の 5 年を合わせたものです。中等教育段階は、日本の中学校にあたるコレージュの 4 年間と日本の高等学校にあたるリセの 3 年間です。学級サイズの平均は 2009-2010 年のデータで、保育学校が 25.7 人、小学校が 22.7 人、コレージュが 23.8 人、職業リセが 18.7 人、普通リセが 26.1 人です。

フランスの義務教育は、6 才から 16 才であり、学年でいえば、小学校 1 年生からリセの 1 年生までとなります。日本の学習指導要領にあたる、学校教育で修得すべき共通基礎が定められており、授業内容の修得状況によって原級留置や飛び級があります。原級留置を繰り返す場合には、共通基礎の修得を断念し、中等教育段階の早期から職業自立を目指す教育が実施されます。

障害のある子どもの場合には、通常学級に加えて、通常学校の中に、「インクルージョンのためのクラス」や「インクルージョンのための校内ユニット」が用意されています。それぞれの障害種別に分かれており、前者は、初等教育段階にあって、後者は、中等教育段階にあります。ともに日本の特別支援学級に類似していますが、前者のほうが、より固定的な組織と考えられます。

障害のある子どもの場合には個々のニーズによって、通常の教科学習だけでなく、コミュニケーションの指導、日常生活の指導、身辺自立、運動・動作、点字、歩行訓練など、日本でいえば自立活動にあたる内容を指導することや、身辺の介助、医療的ケアなどが必要となります。フランスでは、これらを総合的に行う教育を特別教育（エデュカシオン・スペシアル）と呼び、厚生省系の障害児を対象とする療育施設が担当してきました。これがフランスの障害のある子どもの教育の特徴であり、国民教育省の知育中心の学校教育（アンセーニユマン）とは別に発展してきたもう一つの教育のシステムです。

例えば、パリ国立盲学校やパリ国立聾学校などは、この特別教育を行う施設です。特別教育施設では、厚生省系が所管する特別教育免許を持つ教員、同様に厚生省系が所管する特別教育指導士や言語矯正士などの国家資格を持つ療法士が主に指導を行っています。

しかしながら、2009年には、この特別教育施設内に「学校ユニット」を設置することが法律で規定され、これらの施設においても国民教育省の学校教育のシステムが組み込まれることになりました。なお、この枠組みの中で、通常学校と特別教育施設を行き来しながら就学することもなされています。これは、日本の交流及び協同学習に近いと思われませんが、学習活動自体は、通常学級というよりは通常学校の特別なクラスに入ることが多いと思われれます。

次に、就学先の決定についての手続きについて説明します。

通常、就学の前年9月から当年1月までに、保護者は、居住地に最も近い通常学校へ子どもの学籍を登録します。この学校が学籍校となります。ここまでは、障害の有無に関わらずまったく同じ手続きです。学籍登録を申請された学校は、障害を理由に、これを断ることはできませんが、この学籍の登録は、子どもが、そのまま、その学校へ入学することを意味していません。

学籍登録の後で、障害のある子どもの保護者は自らの意思で県障害者事務所に個別就学計画の作成を要求します。

県の障害者事務所は、公益法人として県議会が設置する独立機関で、障害者手当の判定、支給、個別就学計画の立案など、障害のある人の乳幼児期から成人以降まで一貫したサービスを提供する窓口です。個別の就学計画は、県障害者事務所内の委員会にある専門家のチームが、保護者や学校と密接に関係を持ちながら、子どもの就学の間、学習の内容、必要な支援サービスの内容を定めるもので、毎年、個別就学計画のフォローアップチームにより、見直しが行われます。

個別就学計画作成の要求を受けた県障害者事務所は、上記の手続きにより、個別就学計画を作成します。個別就学計画の最終決定には保護者の同意が必要

とされます。このため委員会は、個別就学計画を作成後に、保護者あるいは法的後見人に、その内容を通知して同意を求めます。この回答には15日間の猶予期間が与えられます。

そして、もし不満のある場合には、まず、県障害者事務所に対して直接その取り消しを求める行政不服審査が可能です。ここで問題が解決しない場合には、行政訴訟審査、国民教育オンブズマンの利用などの手続きが用意されています。さらに、この決定が障害による差別にあたると思われた場合には、差別禁止平等対策高等機関(HALDE)に訴えることができます。

一方、学籍登録のあと、もし、保護者が、個別就学計画の作成を要求しない場合は、その子どもは、そのまま学校に入学することになります。

このような状況になった場合であって、かつ学校が特別な支援の必要を認める場合には、保護者に対して、個別就学計画の作成を申請するよう文書で通知します。もし、保護者が、一定の期間内(4ヶ月)にその申し入れに対して行動を起こさない場合には、大学区視学官が、県障害者事務所はその旨を連絡して、その子どもの特別なニーズの評価の実施を申し立てるなど、県障害者事務所と保護者とが連絡をとるために必要なあらゆる手段を講ずるものとされています。

条約の批准について

フランスでは、前シラク大統領の公約の1つであった「障害者の社会参加」の実現を目指して、同国で最初の障害者の権利を定めた基本法であった1975年6月30日法の見直し作業が2002年から進められました。そして2005年2月11日法(障害者の権利と機会の平等、参加と市民権のための法)が制定され、この法律によって、冒頭に述べた教育法典の条項の一部追加や変更など、一連の個別法改正が実施されました。

また、2004年には、2000年のEU指令を受けて、差別禁止平等対策高等機関(HALDE)を設立しています。フランスは、これらの結果を踏まえ、2010年2月18日に、国連の障害者の権利に関する条約の批准を行いました。批准にあたって、教育条項に係る留保はありませんでした。

なお、条約への署名については、国連での署名準備が整うと同時に条約に署名し、その1年半後の2008年9月23日に選択議定書に署名しています。

(参考)

1. 教育制度の概要

- (1) 通常の教育の概要
- (2) 就学率
- (3) 教員の資格・免許

2. 障害のある子どもの教育について

- (1) 国民教育省の学校教育
- (2) 厚生省系の特別教育

3. 基礎データ

- (1) クラスサイズ
- (2) 特別支援教育の動向

4. 就学先決定

- (1) 学校の設置者
- (2) 就学先の決定
- (3) 保護者が果たすべき役割

5. 合理的配慮

- (1) 合理的配慮の規定
- (2) 医療的ケア
- (3) 教育内容の調整
- (4) 知的障害のある児童生徒の卒業要件
- (5) 障害認定のある子どもに対して予算が配分される仕組み

6. 批准の際の制度改正・国会審議について

- (1) 「インクルーシブ教育システム」の定義
- (2) 批准に向けて近年法改正をした内容など
- (3) 批准の際に国会で議論したことなど

1. 教育制度の概要

(1) 通常の教育の概要

フランスでは、教育への平等なアクセスを共和国憲法が保障しており、これを実現するため教育法典は「教育を受ける権利は全ての者に保障される（教育法典 code de l'éducation L. 111-1 条）」と規定している。同法典 L. 111-2 条は、「一人一人の能力や特別なニーズに対応した適切な手段によって、学校教育のそれぞれの種類や段階における機会均等が実現される」と述べた上で、L. 112-1 条では、「国が、この義務を果たすために・・・、障害のある子ども、青年、成人が通常の場合において就学するために必要な予算と人的な措置を行うこと」、「全ての障害ある、あるいは健康上の問題のある子ども、青年が、居住地に最も近い通常学校に学籍を登録される」ことを規定している。

初等中等教育の学校教育システムは基本的に次のとおり。

フランスの人口は日本の約半分であるが、就学人口は比較的多く（フランスの合計特殊出生率は 1.9）、初等中等教育段階は 10,055,162 人であり、日本の約 7 割程度 (OECD、2008) となっている。

初等教育段階は、日本の幼稚園にあたる保育学校の 3 年間と、小学校の 5 年間を合わせたものとなっている。中等教育段階は、日本の中学校にあたるコレージュの 4 年間と日本の高等学校にあたるリセの 3 年間である。

フランスの義務教育は、6 才から 16 才であり、学年でいえば、小学校 1 年生からリセの 1 年生までとなっている。日本の学習指導要領にあたる、学校教育で修得すべき「共通基礎」が定められており、授業内容の修得状況によって原級留置や飛び級がある。原級留置を繰り返す場合には、共通基礎の修得を断念し、中等教育段階の早期から職業自立を目指す教育が実施される。

(2) 就学率

国民教育省の学校及び国民教育省以外の特別教育施設や職業見習い養成センター等への就学を合わせると、3 才から 12 才までが 100% であり、13 才から 16 才までは、98.6%、98.3%、97.9%、94.2% となる。

ただし、学籍簿に類するものがないこと、就学していない障害児数などが推定値などで公表されていることなどから、学齢期人口の正確な把握は難しいと思われる。

(3) 教員の資格・免許

障害のある子どもの教育を担当する教員の資格は、大学院で障害や領域別の課程を修了し国家資格を取得する、あるいは、現職の教員から 2 年間（実際には実習と講義で 1 年半ほど）の現職研修を経て国家試験で資格を取得した特別教育教員（オプション A~G）によ

る。免許は、初等段階（CAPA-SH）、中等教育段階（2CA-SH）ごとに障害別に構成される。なお、中等教育段階にはオプションのEとGはない。

オプションA：ろう・難聴対象学校教育及び支援教育

オプションB：盲・弱視対象学校教育及び支援教育

オプションC：重度運動障害・健康障害・病弱対象学校教育及び支援教育（統合運動失調を含む。）

オプションD：知的（認知的）障害対象学校教育及び支援教育（学習障害、自閉症等を含む。）

オプションE：学業支援重点学校教育及び特別支援

オプションF：学業困難、学校不適応対象教育支援教育（SEGPA・EREA）

オプションG：再教育（学業不振、運動心理療法）重点学校教と特別支援（RASED）

上記の他に、3年間の養成課程を経た後に、国家資格を取得した特別教育指導士（*éducateur spécialisé*）、通常学級への障害のある児童生徒を支援として、筆記作業や幼児児童生徒に必要な教材を扱う際の補助、あるいは授業時間外での休憩時間や食事などの援助を実施する学校生活補助員（AVS: *Auxiliaire de vie Scolaire, Assistants d'Éducation*））。上記のCAPA-SHに対応する国民教育省以外が所管する障害種別の特別教育免許を保有する教員が存在する。

2. 障害のある子どもの教育について

国民教育省の「学校教育（アンセーニューマン）」と厚生省系の「特別教育（エデュカション・スペシャル）」の2つがある。実際の就学の場合として、通常学級、特別なクラスやユニット、さらに、通常学校と特別教育施設を行き来しながら就学することなどが規定されている。これは、日本の交流及び協同学習に近いと思われるが、学習自体は、通常学級というよりは通常学校の特別なクラスに入ることが多いと思われる。それらは、後述する個別就学計画に基づいて実施される。

（1）国民教育省の学校教育

障害のある子どもの場合には、通常学級に加えて、通常学校の中に、「インクルージョンのためのクラス」や「インクルージョンのための校内ユニット」が用意されている。それぞれの障害種別に分かれており、前者は、初等教育段階にあって、後者は、中等教育段階にある。両方ともに日本の特別支援学級に類似しているが、前者のほうが、より固定的な組織と考えられる。

- ・初等教育段階にあるインクルージョンのための学級（CLIS: *classes pour l'inclusion scolaire*）は、1クラス12人定員で4つの障害種別（知的・認知・広汎性発達障害・学習障害、単一の聴覚障害、単一の視覚障害）、運動障害（協調運動障害、重度重複ではない複数障害を含む。）

- ・中等教育学校段階の ULIS (Unités localisées pour l'inclusion scolaire) は、1 ユニット 10 人定員で 6 つの障害種別（知的障害と学習障害、広汎性発達障害（自閉症を含む。）、運動障害（協調運動障害を含む。）、視覚障害、聴覚障害、重複障害と病弱）

（２）厚生省系の特別教育

パリ国立盲学校やパリ国立聾学校として紹介される教育機関などは、特別教育施設である。そこでは、特別教育国家資格を持つ指導士、厚生省系の特別教育免許を持つ教員、音声矯正士、心理運動士、補助員などが教育を担当する。これらは、フランスで「特別教育」と呼ばれて、国民教育省の学校教育とは別の教育システムとして発展してきたものである。

この特別教育施設においては、従来から国民教育省の特別教育免許をもつ教員などによって「学校教育」が取り組まれているところであるが、2009 年から、これらの特別教育施設に「学校ユニット」が設置された。

3. 基礎データ

（１）クラスサイズ

学級サイズの平均は 2009-2010 年のデータで、保育学校が 25.7 人、小学校が 22.7 人、コレージュが 23.8 人、職業リセが 18.7 人、普通リセが 26.1 人となっている。なお、教室の広さと許容される児童生徒数の制限（保育学校の場合 60 m²で 30 人、小学校の場合 50 m²で 25 から 30 人）はあるようだが学級編制上の基準はみあたらない。

（２）特別支援教育の動向

2008 年に、初等教育段階における手話 (LSF) による教育に関する省令が出され、保育学校における手話、初等学校の国語としての手話の選択の自由の保障のための具体的な内容が示されたことや、2006 年に、学校教育における選抜試験等における合理的配慮に関する通達がなされたことが重要な点と考えられる。

インクルーシブな教育の方向性は、数値としても具体的に現れており、2010 年には、障害のある子どものうち 197,000 人が通常学校で教育を受けており、このうち、57,000 人の児童生徒が学校生活補助員（フルタイム換算で 21,800 人雇用）によって通常学級へ個別統合されている。2006 年と、現時点で統計が入手可能な最新のデータである 2009 年の通常学級に就学する幼児児童生徒数を比較すると、この 3 年間で、初等教育段階で 14,135 人、中等教育段階で 11,191 人が、それぞれ増加している。

特別なクラスやユニットの在籍者を含めれば通常学校の在籍は、この 4 年間で 44,500 人が増加したとされる。中等教育段階のインクルージョンのためのユニットは 2,120 ユニット（2006 年から 1,111 ユニット増加）となっている。また、病院や厚生省系の特別教育施設で通年の就学をしている子どもは、重度重複障害の子どもを含めて 74,845 人となってい

る。

なお、次の表には、「国民教育書の統計白書」から 2005 年から 2009 年までの初等中等教育における障害のある子どもの就学の状況の変化を紹介したものである。上述のデータは、国民教育省の 2011 年新学期に向けた広報データより得た内容である。どちらも、同様に、絶対数が増加している状況であるが、増加した子どもがどこから来たのか（特別教育施設に在籍していた子どものうち就学していなかった集団から移動しているのか）、就学にあたって通常学級で何時間の授業を受けているのか、など、就学制度の改善の成果を確認するためには、より詳細なデータが望まれる。

以下の表は、2005 年と 2009 年のフランスにおける障害のある子どもの就学の場とその就学人数を示している。初等中等教育段階では、就学の場として、通常学級、初等教育段階の特別クラス（CLIS）、中等教育段階では、通常学級と特別ユニット（ULIS）がある。さらに、厚生省系の特別教育施設での就学がある。

初等教育段階全体の障害のある子どもは、2005 年が 104,824 人、2009 年には 120,180 人となり、4 年間で 15%増加した。その内訳は、通常学級に在籍する子どもが 64,994 人から 79,129 人と 22%の増加、CLIS の子どもは 39,830 人から 41,041 人と 3%の増加であった。

中等教育段階全体の障害のある子どもは、2005 年が 46,699 人、2009 年には 67,310 人となり、4 年間で 44%増加した。その内訳は、通常学級に在籍する子どもが 38,934 人から 50,125 人と 29%の増加、ULIS の子どもは 7,765 人から 17,185 人と 4 年間で 121%の増加であった。

この時期の初等中等教育全体の就学人数は、2005 年が 12,110,000 人、2009 年は 11,978,800 人となり 1%の減少であった。

また、厚生省系の特別教育施設で就学する人数は、2005 年が 76,340 人、2009 年は 74,845 人となり 2%の減少であった。データは、2010 年の国民教育省の統計白書（RERS : repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche), 2010. より作成した。

フランスにおける障害のある子どもの就学の変化(2005-2009)(単位:人)

	初等教育段階			中等教育段階			初等中等教育	全就学人数 初等中等教育	特別教育施設
	全体	個別	CLIS	全体	個別	ULIS	全体合計	合計	全体合計
2005年	104,824	64,994	39,830	46,699	38,934	7,765	151,523	12,110,000	76,340
2009年	120,180	79,129	41,051	67,310	50,125	17,185	187,490	11,978,800	74,845
増加率	15%	22%	3%	44%	29%	121%	24%	-1%	-2%

国民教育省(2010):RERS(repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche), 2010.より作成

また、フランスは教育の場として、家庭で保護者が教育することができる（教育法典

L. 131-2)。このため、家庭に残る障害のある子への対応も大きな課題とされている。

「2005-2006 年度において、厚生省管轄教育施設で推定 15,000 人、家庭で教育される重度重複障害児のうち、未就学の子どもが推定 5,000 人で合計 20,000 人が未就学とされ、前者は、就学でなくとも施設内で専門の指導員による「特別教育」を享受しているが、家庭における未就学児は真に解決策を待っている (note d'information, 07.2317) / études et résultats N° 564・mars 2007)」

4. 就学先決定

(1) 学校の設置者

公立小学校の設置者は市町村 (commune)、公立中学校については県 (département)、公立高等学校については地域圏 (region) となるが、国民教育省のそれぞれの段階の視学官が教育の内容について責任を持つ。なお、厚生省系の特別教育施設の多くは、保護者の団体の協会 (NPO : アソシアション) が設置して運営するものが多い。

(2) 就学先の決定

2005 年 2 月 11 日法以降、義務教育年齢になると、保護者は、居住地に最も近い通常学校へ学籍を登録する (教育法典 L. 112-1) ことになる。この学校が学籍校 (établissement de référence) となる。学籍登録を申請された学校は、障害を理由に、これを断ることはできないが、この学籍の登録は、子どもが、そのまま、その学校へ入学することを意味していない。

例えば、厚生省管轄の教育施設や施設内の学校ユニット (unité d'enseignement) (arrêté du 2-4-2009 - J.O. du 8-4-2009)、あるいは家庭において国立遠隔教育センター (CNED : centre national d'enseignement à distance) の通信・訪問教育など、通常学校外で教育を受けている場合にも、この学籍が保持される (教育法典 D. 351-4)。

居住地に最も近い通常学校への学籍の登録の後で (実際には前後)、障害のある子どもの保護者は自らの意思で、県障害者事務所 (MDPH : maisons départementales des personnes handicapées 社会福祉家族法典 L. 143-3 に規定) に申し出て、そこにある県障害者権利自立委員会 (CDAPH あるいは CDA : commissions des droits et de l'autonomie des personnes handicapées, 以下 CDA) の多職種 of 専門家チームの評価を受けて、個別就学計画 (PPS : projet personnalisé de scolarisation) を作成してもらう。

すなわち、個別就学計画の作成自体は県障害者事務所の仕事であり、それを実施する責任が国民教育省に課せられている形となる。

この個別就学計画は、個人の生活全体の補償計画である「個別補償計画」の一部であり、連絡担当教師とフォローアップチームによって最低でも 1 年に 1 回、子ども本人、保護者、学校、施設長などの要求で見直しが行われることになる (Code du handicap, p. 187)。

この個別就学計画は、その子の就学計画であり「学籍を登録する学校 (居住地に最も近

い学校)」と合わせて「(実際に)通学する学校や施設」が決定され、必要なサービス内容と時間などを含めた具体的内容を規定する県障害者事務所の文書であり、これに基づいて実際の就学・教育が進められることになる。

もし、保護者が自らの意思で県障害者事務所を利用しない場合には、学籍を登録した学校に通学することになる(この場合には具体的な支援の規定はない。この場合の対応は後述する)。その一方で、個別就学計画の策定にあたっては、できる限り通常の場合での就学を実現されるように支援が行われる(教育法典 L. 112-2; D. 351-4 など)。その際には、設備や教材などの工夫によって、通常学級に入る場合、また、学校生活支援員(AVS : *auxiliaires de vie scolaire* 教育法典 L. 916-1)などの支援を受けて個別に通常学級に入る場合や、通常学校内の特別なクラスに集団で就学する場合などがある。

県障害者事務所において個別就学計画を立てるための能力検査を受けることは、本人、あるいは保護者の「権利」(教育法典 L. 112-2)と規定されており、このため、個別就学計画は、本人、あるいは保護者の要求によってのみ作成される。

個別就学計画の決定は、親の同意が必要と規定されるが、その一方で、保護者が、県障害者事務所へ行かない場合にあっても、学校の教育チームが特別な支援の必要を認めた場合には、保護者に対して、県障害者事務所へ個別就学計画を作ってもらうことを申し出るように、文書で連絡することができる。もし、保護者が、一定の期間内(4ヶ月)にその申し入れに対して行動を起こさない場合には、大学区視学官は、県障害者事務所にその旨を連絡して、県障害者事務所と保護者とが連絡をとるために必要なあらゆる手段を講ずる(*Code du handicap*, p. 182)とされる。

通常の学校が第一の選択肢とはいえ、障害の重い子どものニーズに応じた教育を実施するためには、障害に応じた手厚い療育が可能な厚生省系の教育施設に措置される(上述のように学籍校は維持される)。ただし、この場合、学校ユニットを定める政令は、国民教育省の担当教師と就学のフォローアップチームが、その子どもの教育に責任を持つことを明記した(2009年4月2日の学校ユニットに関する政令)。

(3) 保護者が果たすべき役割

居住地に最も近い通常学校への学籍登録と県障害者事務所への個別就学計画の申請・個別就学計画作成への参加と同意、あるいは不服申し立て。障害児教育手当(AEEH)の申請。教育法典は、学校教育と家庭の営みとが互いに補い合う形で、本人の全人的な教育に資するとしており、知育以外の家庭教育が期待されていること。子どもの出席の確保など怠学への責任などがある。

5. 合理的配慮

(1) 合理的配慮の規定

試験の配慮（時間延長、機器の利用など）について、学校教育における選抜試験等における合理的配慮に関する通達(CIRCULAIRE N° 2006-215 DU 26-12-2006)が行われている。

（２）医療的ケア

病院の場合には、国立遠隔教育センター（CNED : Centre National d'Enseignement à Distance）などで就学が確保（通信教育あるいは教員派遣）される。また、肢体不自由医療センターには学校ユニットを持つ特別教育施設が併設されている。（日本の療育センター等に併設した特別支援学校に近い支援体制がある。）

さらに、公立のリセの中には、気管切開をした筋ジストロフィー者を含めた肢体不自由の子ども（通常の学力のある子ども）を主たる対象にした学校があり、寄宿舎、訓練室を有するため、運動療法士や看護師が常駐しているケースもある。

（３）教育内容の調整

教科の内容と指導方法、授業の進め方は、障害別の特別教育免許を有する教員によって実施される指導の中で調整される。また、個別就学計画に書かれる配慮等には、課題数の低減、書き取りの低減あるいは、穴埋め形式の書き取りへの変更、教員による授業ノートの提供、予習のための資料の事前配付、コンピュータソフトウェアの利用など含まれる。

（４）知的障害のある児童生徒の卒業要件

知的障害があつて特別なクラスに入る場合には、一般職業教育証明書 CFG : certificat de formation générale の試験を受けることができる。この CFG の試験の水準は、共通基礎の第２段階（小学校課程修了）程度となっている。

知的障害があつて中等教育段階にコレージュに併設する“適応教育・職業教育部門”の SEGPA : Section d'enseignement général et professionnel adapté へ就学する場合にも、SEGPA の他の生徒同様に、一般職業教育証明書 CFG : certificat de formation générale の試験を受けることができる。SEGPA を修了すると、職業適性証 CAP : Certificat d'aptitude professionnelle という中等教育レベルの職業資格を目指す２年課程が職業リセなど進む進路もある。また、CFA という職業見習い養成センターがあり、企業で働きながら CAP を目指すことも可能である。

上記のケースでは、「共通基礎」の修得とは別の教育課程となるために、中等教育修了資格といった通常の卒業や修了資格は得られない。したがって、通常学級に就学している場合は「共通基礎」の学習に沿った資格を得ることになる。

（５）障害認定のある子どもに対して予算が配分される仕組み

障害児教育手当（AEEH : L'Allocation d'Education de l'Enfant Handicapé）と障害者手当（la Prestation de Compensation du Handicap）がある。また、個別就学計画に記述さ

れる支援の費用が、直接に子どもに配分されることはない。

障害児教育手当は、20才以下の者に対して、その障害の程度に応じて支給される。これは家族手当金庫（CAF）から支払われる。金額は、1段階が120.92ユーロであり、障害の程度が増加すれば金額が増える。この障害の程度は6段階になっており、一人親などの条件によって加算額（404.31ユーロ）が決められている。最も障害が重く、一人親であれば、最大で毎月1,417.23ユーロとなる。また、子どもが16才になって働くことが出来なければ、最低賃金の半額が支給されるため、16才になった時点で、県障害者事務所の決定で、県議会から支給される障害者手当に移行するケースが多い。

なお、個別就学計画に記述された支援サービス（特に、厚生省系の療育的サービス）は、社会連帯金庫を通じて県議会から支出されるが、学校生活補助員の給与と教員の給与、担当教師（個別就学計画のフォローアップチームのリーダー）による個別就学計画のフォローアップの費用については国民教育省の負担となる。また、個別就学計画の立案は県障害者事務所の役割であるため、そのための担当教師の仕事、移動費用は設置者の県議会から支出される。

6. 批准の際の制度改正・国会審議について

2007年3月30日、障害者の権利に関する条約が国連での署名準備が整う同時に条約に署名、その後、2008年9月23日に選択議定書に署名した。同条約の批准は、2009年7月23日に国民議会、2009年12月16日に元老院で承認されたあと2010年2月18日に条約と選択議定書を批准している。なお、批准にあたっては、教育条項には留保等はない。

フランスでは、前シラク大統領の3つの公約（trois grands chantiers）の1つであった「障害者の社会参加（l'insertion des personnes handicapées）」の実現を目指して、同国で最初の障害者の権利を定めた基本法であった1975年6月30日法の見直し作業が2002年から進められた。そして2005年2月11日法（障害者の権利と機会の平等、参加と市民権のための法）が制定され、この法律によって冒頭の教育法典改正など、一連の個別法改正が実施された。また、2004年には、2000年のEU指令を受けて設立した差別禁止の救済機関であるHALDE（差別禁止平等対策高等機関）が設立されたことで、国連の障害者の権利に関する条約に批准すべき要件を整えていた。

（1）「インクルーシブ教育システム」の定義

権利条約の条文は、英文は「an inclusive education system」となっており、フランス語版で、「le système éducatif pourvoie à l'insertion scolaire（包容する就学に応える教育システム）」となっている。

また、2008年に開催されたユネスコの第48回国際教育大会における「インクルージョンに向けた教育：将来への道」におけるフランスの報告には、

“フランスには「インクルージョンに向けた教育」、あるいは「インクルーシブ教育」という表現が、これまで正式に用いられたことがなく、実践においても提起されていないために・・・、ここではフランス独自の文脈による「インクルージョンに向けた教育」について述べる。すなわち「機会の平等」と「排除されないこと」への問いと捉える”

(http://www.ibe.unesco.org/National_Reports/ICE_2008/france_NR08_fr.pdf ,L' évolution du système éducatif de la France, p.3より)

国民教育省は、“inclusionの概念は、ヨーロッパ諸国で既に十分に受け入れられており議論の余地がないこと、また、GLIS (Classes d' intégration scolaire) の名称を inclusion を使って、Classes pour l' inclusion scolaire と表現することについては2009年の国民教育省官報で変更を通知、さらに、UPIについても言い換えの対象である”とした。また、同年の6月には、中等教育学校段階の統合教育ユニットUPI (Unités pédagogiques d' intégration) は呼称等を変更して、新たにULIS (Unités localisées pour l' inclusion scolaire) としている。

(2) 批准に向けて近年法改正をした内容など

フランスでは、2005年2月11日法(障害者の権利と機会の平等、参加と市民権のための法)による一連の個別法の改正をすましており、批准のために特別な法律を改正していない。

(3) 批准の際に国会で議論したことなど

批准にあたり、元老院の批准提案報告書(国連障害者の権利条約の批准の承認, 元老院報告 n° 163)では、2005年2月11日法の施行、HALDEの設置などを上げて、フランスの法律の大半が既に条約に合致していると述べて批准を承認している。国民議会(国民議会報告 n° 1929)においても、2005年2月11日法と条約の一貫性があることが述べられて承認されている。また、フランスは、批准に際し、教育条項についての留保等を行っていない。